# デジタルサイネージ(可変表示式広告物)の手引きの作成について



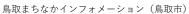
鳥取市

提供元:株式会社ムーブ、株式会社NSS

### デジタルサイネージ(可変表示式広告物)とは・・・

自らを発光または照射して表示する広告物。広告内容を自由に表示できる広告物。パネル操作し、目的を検索して表示できる広告物。 デジタルサイネージに類するものとしてLEDビジョン、点滅看板、電飾看板、電子広告板、プロジェクションマッピ、ソグ・等、様々な種類があります。









提供元:株式会社ムーブ、株式会社NSS



提供元:長崎市(出島でのプロジェクションマッピング)

## デジタルサイネージのメリット・デメリット

| メリット                                | デメリット                         |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ○誘目性が高く、賑わいや経済的効果が見込まれる。            | ◎誘目性が高いことから、景観に与える影響が非常に大きい。  |
| (自治体からの防災・緊急情報、観光・地域イベント情報          |                               |
| などの、地域に寄り添った掲出も可能となる。)              | ◎不注意による交通事故の原因となる。            |
| ○複数のコンテンツを表示できることから、多くの広告が          |                               |
| 可能となり、広告内容が多様化する。                   | ◎夜間での表示について、光の強さや変化によって、近隣に対し |
| ○表示内容の変更が容易であり、適宜最新の情報発信が可能<br>した。2 | て不快感を与える場合がある。                |
| となる。                                |                               |
| ○音声による案内なども可能であり、広告としての注目度が         | ◎近隣への騒音の発生や、視覚障害者用音声誘導設備への妨げと |
| 高くなる。                               | なる。                           |
|                                     |                               |

### 現在の屋外広告物の設置基準

| 地域による規制                   | 広告物の種類                  | 表示面積        | 高さ    |       | その他の規制              |
|---------------------------|-------------------------|-------------|-------|-------|---------------------|
|                           | 野立て広告板                  | 1面あたり30㎡以下  | 第1種   | 10m以下 | 指定道路等からの後退規制、他の野立て  |
| ・掲出を <mark>禁止</mark> する地域 | 出を <mark>禁止</mark> する地域 | 1回めたり5011以  | 第2種   | 20m以下 | 広告物との相互間距離100m以上 など |
| ・許可が必要な地域 ★               | 建築物利用壁面広告板              | 1面あたり30㎡以下  | 第1種   | 無し    | 無し                  |
| (都市計画区域内等)                | 建聚物的用型曲因 a 似            | 1回めたり30回以下  | 第2種   | 無し    | ₩ C                 |
| ・許可不要な地域                  | 建築物利用屋上広告塔              | 1個あたり120㎡以下 | 第1種   | 10m以下 | 設置数:1建築物につき1個       |
|                           | 建築物利用産工協口培 1個のたり120間以   | 第2種         | 20m以下 |       |                     |

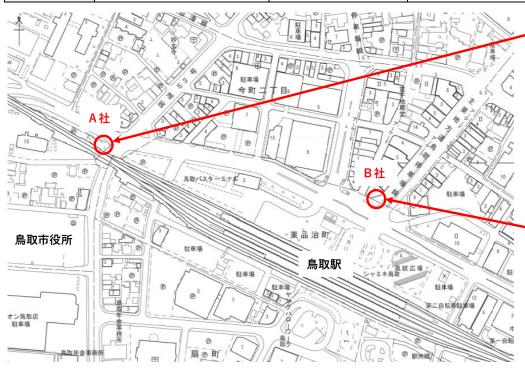
★・・・・第1種許可地域と第2種許可地域に区分されており、第2種許可地域は商業集積地域等であり、 第1種許可地域より 基準の一部が緩和されています

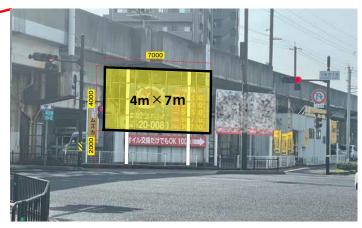
## 本市でのデジタルサイネージの許可実績(参考)

| 許可地域区分   | 用途地域区分及び内容  |  |  |  |  |
|----------|---|--|--|--|--|
| 第1種 許可地域 | 第1種住居地域、市街化調整区域         ・ 建築物壁面利用広告板 3.12㎡/面 ・・・ 1件         ・ 野立て広告板 1.05㎡/面 ・・・ 1件                             |  |  |  |  |
| 第2種      | 商業地域、近隣商業地域         ・ 建築物壁面利用広告板 6.96㎡/面       ・・・ 1件         ・ 野立て広告板 1.27㎡/面       ・・・ 1件                     |  |  |  |  |
| 許可地域     | 工業地域、工業専用地域         ・野立て広告板       1.23㎡/面~19.67㎡/面       ・・・ 7件         ・建築物壁面利用広告板       28.16㎡/面       ・・・ 1件 |  |  |  |  |

### 事前協議を受けている案件

|    | 設置場所                  | 広告物の種類     | 表示面積    | 最高高さ  | 表示内容                                  |
|----|-----------------------|------------|---------|-------|---------------------------------------|
| A社 | 鳥取市幸町1番地<br>(第2種許可地域) | 野立て広告板     | 28.0 ㎡  | 6.0 m | 一般企業広告(複数)、天気予報、ニュース、<br>行政からの地域情報 など |
| B社 | 鳥取市栄町711<br>(第2種許可地域) | 建築物利用壁面広告板 | 15.0 m² | 9.6 m | 一般企業広告(複数)、天気予報、ニュース、<br>行政からの地域情報 など |







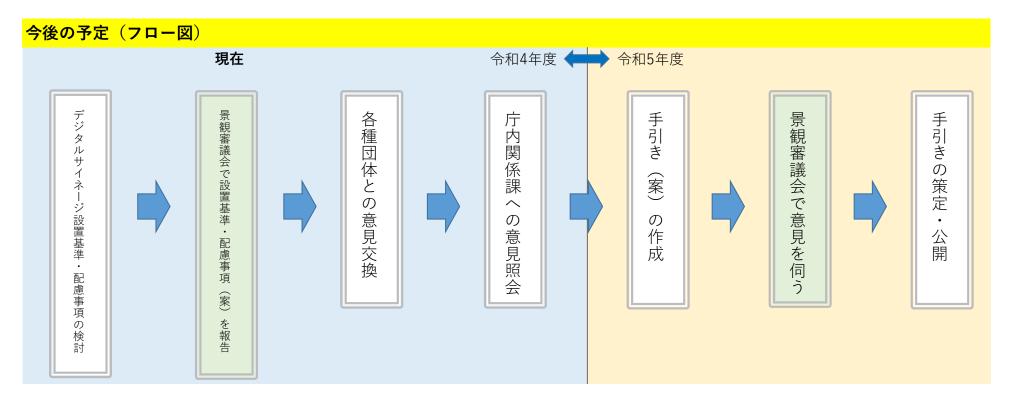
★★★ 現在の本市の条例・施行規則の規定では、A社、B社共に設置基準の範囲内のため、設置が可能な状況です。

# デジタルサイネージ(可変表示式広告物)の手引きの作成について

近年、社会情勢の変化や技術の進歩により、光や動きを活用したデジタルサイネージの設置が増加傾向にあります。 本市でも『大型のデジタルサイネージを設置したいので、基準を教えてほしい』という問い合わせが増加傾向にあるが、 現状では特別に定めた基準がないため、現在の条例が定めている表示面積や高さ等の基準に適合する場合、許可しなければならない状況にあるため、市内の景観を保全するためにはこれに対する対策が必要です。

デジタルサイネージは強い光を放ち、動きのある広告物であるため、周辺の景観に大きく影響を及ぼす恐れがあることから、景観誘導を目的とする設置基準、配慮事項を定めた『デジタルサイネージの手引き』を策定する予定です。

別添資料①のとおり、検討中の手引きに記載する『デジタルサイネージ設置基準・配慮事項(案)』を報告をするものです。



## デジタルサイネージ設置基準・配慮事項 (案)

別添資料①

| 配慮項目                       | ★配慮内容 (鳥取市案)   | 備 考<br>(参考とした自治体)                      |
|----------------------------|--|--|
| デジタルサイネージの掲出を<br>禁止する地域の設定 | <ul> <li>禁止地域 (鳥取市屋外広告物条例で禁止されている地域)</li> <li>景観形成重点区域 (鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画で定めている重点区域)</li> <li>住居系の用途地域、市街化調整区域 (都市計画法で定めている地域)</li> <li>※ただし、自家用広告物(店舗敷地内にある自社看板等)については、緩和措置を設け、表示面積に制限を設けることが望ましい。</li> </ul> | 松江市(条例·規則)<br>水戸市(条例·規則)<br>甲府市(条例·規則) |
| 地域の特性に配慮した設置基準①<br>【表示面積】  | ・商業地域、近隣商業地域は 30mが以下とする。 ・工業地域、工業専用地域、準工業地域の自家用広告物は 30mが以下とする。 ・上記以外の地域は 2mが以下とする。   | 同上                                     |
| 地域の特性に配慮した設置基準②<br>【高さ】    | ・原則、鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による高さ制限とする。<br>ただし、鳥取市景観計画で定める <mark>規模要件未満の高さ</mark> とする。(本市独自の考え)<br>理由…規模要件を超えた場合に色彩制限が生じ、不適合となる(おそれがある)ため。   | 同上                                     |
| 明るさ、まぶしさに関する配慮             | ・周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努めること。<br>・『光害対策ガイドライン(環境省)』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮すること。   | さいたま市(ガイドライン)                          |
| 点滅、動き(速度)に関する配慮            | ・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとすること。   | 同上                                     |
| 色彩に関する配慮                   | ・派手な高彩度色、地色の白は控えること。   | 同上                                     |
| 夜間の時間帯に関する配慮               | ・夜中から早朝の表示は控えるよう努めること。<br>・19時から5時は明るさを抑え、まぶしさの低減に努めること。   | 同上                                     |
| 道路、信号機付近への設置に関する配慮         | ・道路標識や信号機を阻害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避けること。<br>・信号機が視認できる明るさに抑えること。   | 同上                                     |
| 音に関する配慮                    | ・近隣への配慮や、視覚障害者用の音声誘導設備の音を阻害しないための配慮として、<br>原則、音を発生させないこと。  | 同上                                     |
| 近隣に関する配慮                   | ・光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前周知を行い、理解を得ること。<br>また、苦情、要望には真摯に対応すること。   | -                                      |
|                            |  |  |

★配慮する内容は、他自治体へのアンケート調査や、自治体が独自に定めたガイドラインを参考に検討しているものです。

別添資料① その2

# その他の取り扱いについて(案)

| 検討項目                        | 取り扱い内容 (鳥取市案)   | 備 考<br>(参考とした自治体)               |
|-----------------------------|---|---------------------------------|
| 表示内容の変更許可について               | ・表示内容の変更毎に変更申請が必要。(鳥取市屋外広告物条例による規定)<br>ただし、日にち、価格等の数字の変化等の軽微な変更は対象外とする。   | 水戸市(条例)<br>松江市(条例)              |
| プロジェクションマッピングの制限について        | ・表示面積は原則30㎡以下(鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定)とする。<br>ただし、まちの活性化等に資するイベントのため、公益性がある期間限定での表示<br>については、近隣やその周辺への理解を得られる場合に限り、制限を設けない。                           | 国土交通省<br>(プロジェクションマッピング実施マニュアル) |
| 公益性、公共性を有する<br>コンテンツの許可について | ・防災・緊急情報、天気予報、時刻、ニュース、行政広報、観光情報、地域イベント情報、各種団体の広報(非営利目的)、などの公益に資するコンテンツについては許可(変更含む)を受けなくてよい(適用除外※)ものとして取り扱う。<br>(※鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第4号に該当するものとして考える) | _                               |
| 事前協議制について                   | ・原則、事前協議制とし、協議する時期は設置日の90日前までとする。(新設の場合)  | _                               |
| 関係機関への事前協議について              | ・道路付近に設置する場合、公安委員会(警察)への事前協議が行われていること。<br>・その他の法令等による制限や配慮が求められる場合があることから、当該の機関<br>に対する事前協議が行われていること。<br>(参考法令:風俗営業法、鳥取県公害防止条例 等)                   | -                               |